

多目的室のご利用について

高知県立県民文化ホール

〒780-0870 高知市本町4丁目3-30

TEL (088)824-5321

FAX (088)875-2003

<http://kkb-hall.jp>

(3) 許可の制限、取消、停止

次に該当する場合は、多目的室の利用はできません。また、許可後においても、利用の取消もしくは利用を停止させていただきます。なお、その際に生じた損害の賠償はいたしません。

- ① 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき
- ② 暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう）の活動に利用されると認めるとき
- ③ 利用者が「高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例」及び同施行規則の規定又は管理者の指示した事項に違反したとき
- ④ 利用者が利用許可申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき
- ⑤ 利用者が利用の条件に違反したとき
- ⑥ 施設の管理上支障があると認めるとき
- ⑦ その他、施設を利用させることが不適當であると認めるとき
例)
 - ・ 当ホールの設置の目的に照らし、公共の施設としてその利用が不適當と認めるとき
 - ・ 利用申請と異なる内容の利用をする場合
 - ・ 利用申請者以外の者が利用するとき

4 使用料の納付

- ・ 利用許可内容に基づき使用料を請求いたしますので、原則銀行振込で速やかに納入してください。
- ・ 現金でのお支払いは、午前9時から午後5時までの間に事務棟2階の事務室でお願いします。
- ・ 使用料の納付後、利用日の10日前を経過してから取消をされても還付はお受けできませんので、ご了承ください。
- ・ また、支払いをする前に取消をした場合でも、取り消した日が利用日の10日前を経過しているときは、請求額を納付していただくことになります。ご注意ください。

5 多目的室の利用

(1) 注意事項

- ① カギの受渡しは、事務棟2階の事務室で行います。
- ② 利用時間は、催物等の終了後、各室を原状に復して退出するまでの時間を含んでいきますので、準備、片付けの時間を考慮してご利用ください。
- ③ 施設・設備の使用は、セルフサービスです。机や椅子等の準備、備品の操作、後片付け等は、許可を受けた利用者が責任をもって行ってください。また、発生したゴミ類は利用者でお持ち帰りください。

- ④ 施設利用後は、必ず、カギ受渡し時にお渡しする「多目的室施設利用点検表」に基づいて確認、点検を行い、カギと一緒に点検表を事務室又は指示のある場合は1階の防災センターに返却してください。
- ⑤ 共有部分（通路等）への机や看板の設置、所定の位置以外の壁・扉等への貼紙は、ご遠慮ください。
- ⑥ チラシを作成される場合は、会場になる多目的室の名称、階、主催者の問合せ先を必ず記載してください。その際、問合せ先は必ず主催者の電話番号とし、県民文化ホールの電話番号を記載しないようにしてください。また、作成したチラシを、事前に県民文化ホールにも一部 FAX してください。
- ⑦ 前もってお荷物を送付される場合は、事前に必ずご相談ください。また、ご利用日と多目的室の名称を送り状の備考欄に必ずお書き添えください。
- ⑧ 管理上必要と認めるときは、管理者職員あるいは業務委託業者が多目的室に立ち入ることがありますので、ご了承ください。
- ⑨ 案内図等により、事前に緊急の場合の避難経路を確認しておいてください。
- ⑩ 事務棟1階の自動ドアの前に、AEDを設置しています。緊急の際にはご利用ください。
- ⑪ 第5多目的室（練習室）を除く各部屋では、有線 LAN によるインターネット接続が可能です。なお、ご利用の際の PC 設定等は利用者ご自身で行ってください。

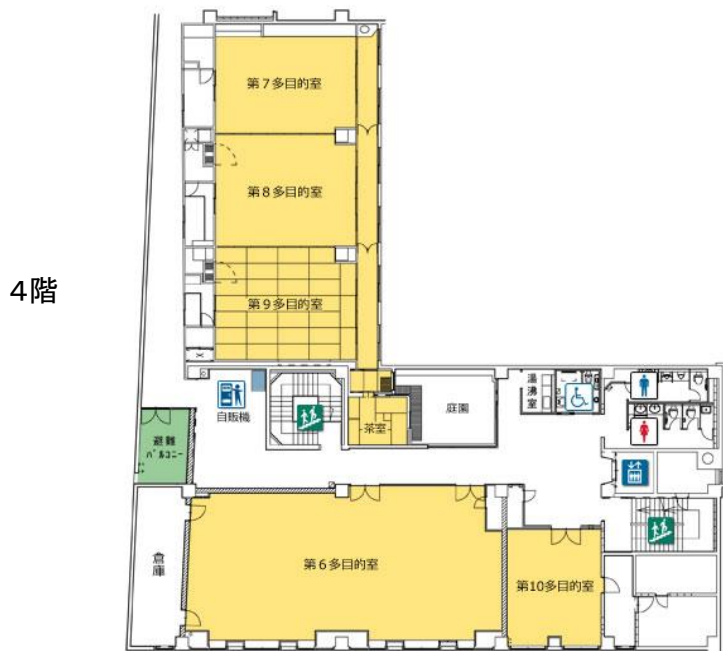
(2) 駐車場について

- ・ 多目的室の主催者用の駐車スペースは、台数に限りがあり、ご利用いただけない場合もありますので、早めに事務棟2階の事務室にご相談ください。

(3) 禁止事項

- ① 館内・敷地内での喫煙
- ② 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- ③ 火気の使用
- ④ 飲酒
- ⑤ その他、県民文化ホールの業務の妨害となる行為
- ⑥ 館内の壁・扉等への貼紙行為

多目的室（事務棟）の平面図



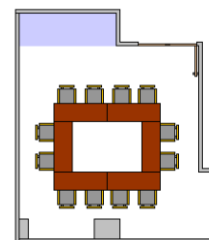
高知県立県民文化ホール多目的室平面図

第1多目的室 口の字形式 (12名)
 第2多目的室 口の字形式 (12名)

単位：円

多目的室	午前	午後	夜間	全日
第1	1,550	1,990	2,600	5,680
第2	1,550	1,990	2,600	5,680

長机 (150cm) 6台
 椅子 12脚
 ホワイトボード 1台



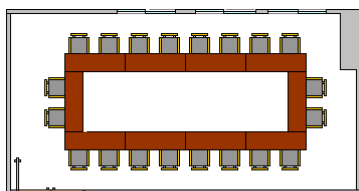
第3多目的室

単位：円

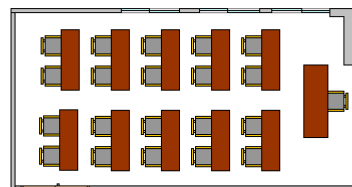
午前	午後	夜間	全日
1,940	2,490	3,260	7,100

長机 (150cm) 10台
 講師机 1台
 椅子 21脚
 ホワイトボード 1台

口の字形式 (20名)



スクール形式 (21名)

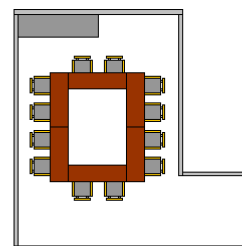


第4多目的室 口の字形式 (12名)

単位：円

午前	午後	夜間	全日
1,710	2,210	2,880	6,280

長机 (150cm) 6台
 椅子 12脚
 ホワイトボード 1台



第5多目的室 (練習室)

※練習室のため、会議等には利用はできません。

※ピアノの使用料は、1区分につき2,550円となっています。詳しくは1ページをご覧ください。

単位：円

午前	午後	夜間	全日
7,500	9,630	12,580	27,410

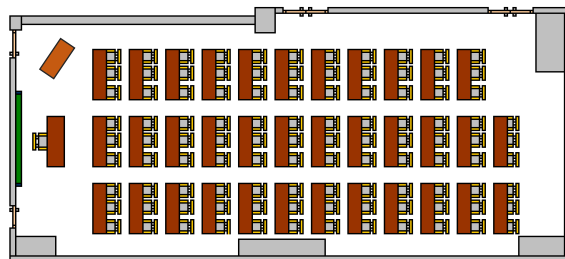
ピアノ (ヤマハC3XAセミコンサート)
 譜面台 40本
 椅子 70脚
 ホワイトボード 1台

第6多目的室 スクール形式 (106名)

単位：円

午前	午後	夜間	全日
8,050	10,350	13,510	29,440

長机 (180cm) 35台
 講師机 1台
 演台 1台
 椅子 106脚
 ホワイトボード 1台
 マイク (有線) 2本
 マイク (ワイヤレス) 2本
 プロジェクター
 ブルレイディスク・DVD・ビデオ・CDプレーヤー
 スクリーン



第7多目的室 ・ 第8多目的室

単位：円

多目的室	午前	午後	夜間	全日
第7	2,780	3,570	4,660	10,150
第8	2,780	3,570	4,660	10,150

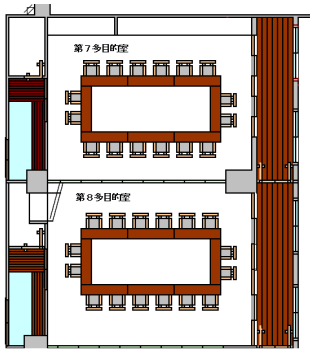
第7多目的室

長机 (150cm) 10台
 講師机 1台
 椅子 21脚
 ホワイトボード 1台
 マイク (有線)
 スリッパ

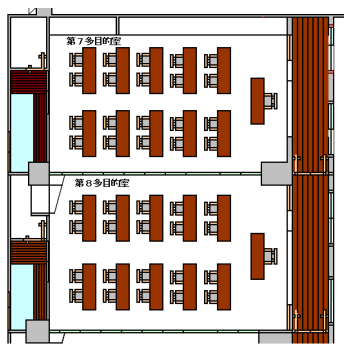
第8多目的室

長机 (150cm) 10台
 講師机 1台
 椅子 21脚
 ホワイトボード 1台
 スリッパ

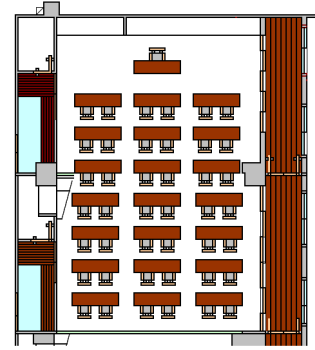
口の字形式(各16名)



スクール形式(各21名)



一体利用 スクール形式(43名)



第9多目的室 【和室 (約30畳)】

※和室 (畳敷き) のため、机・椅子はありません。(座布団が30枚、座卓が5台あります)

単位：円

午前	午後	夜間	全日
2,380	3,060	4,000	8,720

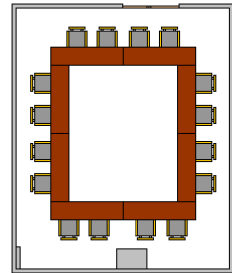
ホワイトボード 1台

第10多目的室 口の字形式 (16名)

単位：円

午前	午後	夜間	全日
1,940	2,490	3,260	7,100

長机 (150cm) 8台
 椅子 16脚
 ホワイトボード 1台



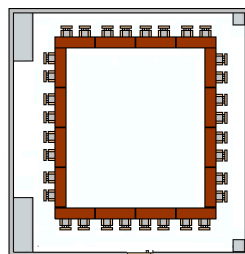
第11多目的室

単位：円

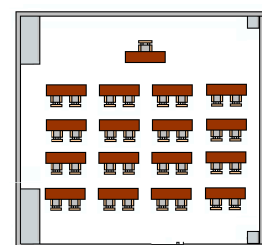
午前	午後	夜間	全日
3,710	4,770	6,250	13,590

長机 (150cm) 16台
 講師机 1台
 椅子 33脚
 ホワイトボード 1台
 マイク (有線)

口の字形式(32名)



一体利用 スクール形式(33名)



記入例

高知県立県民文化ホール多目的室申請書

年 月 日

高知県立県民文化ホール館長 様

※太枠の中のみご記入ください

県民文化ホール FAX 088-875-2003

申請番号

T

申請者		住所 〒 780-0870 高知市本町4丁目3-30	
※請求書宛名、送付先		団体名 高知を楽しくする音楽祭実行委員会	TEL 088-824-5321
		代表者名 南国土佐夫	FAX 088-875-2003
担当者氏名 (問い合わせ先)		高知 一二三 TEL 088-824-5321	
請求送付先		住所 〒	
※送り先が上記と異なる場合のみご記入ください		TEL	
		宛 名	
催物の名称 (1F案内モニター表示)		吹奏楽の練習	
使用内容	該当するものに○をつけてください	①舞台芸術に関する発表会などで有料のもの ②商品の販売、宣伝など ③商品説明会、会社説明会、経営計画発表会など ④商品等の販売を目的とする講習会及び説明会など ⑤入社説明会、採用試験及び面接など ⑥代理店、系列店等の指導者養成、人材養成のための講座、セミナーなど ⑦資格取得のための有料の講座、セミナーなど ⑧代理店、系列店等を対象とした研修会、説明会など ⑨従業員研修会、社内勉強会など ⑩社内会議、ミーティングなど	⑪舞台芸術に関する発表会などで無料のもの ⑫舞台芸術活動のための練習など ⑬ホール利用のための打合せ・控室など ⑭サークル活動 (内容) ⑮大会・学会等の分科会など ⑯大会・学会等における食事場所としてのみの利用 ⑰その他 (内容)
	⑭「サークル活動」 ⑯「その他」の場合は内容をご記入ください	ホールもご利用の場合、該当ホールを○で囲んでください	
		オレンジ	グリーン
使用年 月 日	使用室	使用時間	使用目的
2017年 4月 14日 (金)	第 5 多目的室	13:00 ~ 17:00	練習
年 月 日 ()	第 多目的室	: ~ :	人
年 月 日 ()	第 多目的室	: ~ :	人
年 月 日 ()	第 多目的室	: ~ :	人
年 月 日 ()	第 多目的室	: ~ :	人
年 月 日 ()	第 多目的室	: ~ :	人
必要な方のみ利用区分に○をつけてください		一区分の料金	午前 午後 夜間
ピアノ(第5多目的室のみ)		2,550	○
プロジェクター+スクリーン		730	
プロジェクターのみ		730	
スクリーンのみ		270	
※第6多目的室はプロジェクタースクリーン備え付けです(無料)			
決裁	館長	副館長	課長
	係		
	係		
		営利	非営利
		請求年月日	年 月 日
		納入期限	年 月 日
		請求金額	円
		入金日	年 月 日

※ 以下の注意点をご熟読ください。

- 商品の販売、宣伝等の営業行為のためにご利用になる場合は、室料が通常料金の2倍の額となります。
また、営利団体または営利を目的とする個人が上記の②～⑩などのために利用する場合も、営業行為に該当します。
- 使用料の納付後、利用日の10日前を経過してから取り消しをされても還付はお受けできません。
また、納付をする前に取り消しをした場合でも、取り消した日が利用日の10日前を経過しているときは、使用料を請求させていただくことになります。